

2025 年度における理事の任期満了に伴う
次期理事の選任の実施要項

2025 年度における理事の任期満了に伴う次期理事の選任は、学会の定款並びに学会の理事の選挙、会員意見の募集及び総会に関する規則（理事選挙等規則）第 2 章の規定に従い、下記の要項により実施する。

記

I 理事の候補者の選挙

理事選挙規則第 3 条の規定により、次期理事の総数の 3 分の 2 以上の理事に際して事前に行うことを要する理事の候補者の選挙（理事選挙）を、次のとおり実施する。

1 選挙管理委員会の設置

理事選挙の遂行のため、本日から本年の定時評議員会終了時までの間、選挙管理委員会を設置する。委員会の構成は委員長及び委員 1 名並びに事務局長とし、委員長及び委員は評議員の中から評議員会が指名する。

2 選挙を経て選任する理事の数

13 名以上であって、後述 II 1 の要項により選任する理事数との和が 20 名以下となる数

3 理事候補者資格

正会員（個人）とする。ただし、大学院生及び会費の滞納のある者（2025 年 3 月 31 日時点で 2024 年度分までの会費に未納のある者。以下同じ。）を除く。

なお、連続して 4 期目にある理事は、次期理事の候補者となることができない。

4 理事候補者の募集期間

2025 年 3 月 1 日（土）～3 月 31 日（月）

5 応募方法

学会ホームページに掲載の応募用紙（様式 1）に記入の上、メールにて事務局宛に送付

6 投票期間

2025 年 4 月 14 日（月）～5 月 8 日（木）

7 投票権者

正会員（個人）とする。ただし、会費の滞納のある者を除く。

8 投票方法

郵送により送られた投票用紙に理事にふさわしいと思う者 10 名以内を選び○印を記入し、同封の返信用封筒にて 5 月 8 日（必着）までに事務局へ返送する。

9 開票、集計及び報告

選挙管理委員会は開票、集計を行い、定時評議員会に投票結果を報告する。

II 理事選挙を経ずに行う選任

理事選挙を経ずに評議員又は理事会の推薦に基づき選任する理事（次期理事の総数の3分の1以下）について、推薦の条件、手続き等は次のとおりとする。

1 推薦に基づき選任する理事の数

6名以下

2 推薦にかかる理事候補者の資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、連続して4期目にある現職の理事は候補者となることはできない。

- ① 賛助会員である団体（会費の滞納のある団体を除く。）の役職員
- ② 学術分野以外の分野の有識者である正会員（個人）。会費の滞納のある者を除く。

3 推薦の手続き

① 評議員が推薦する場合

定時評議員会の前日までに、選挙管理委員会に対し、被推薦者の氏名及び所属に推薦人名を付してメールにより推薦する（学会事務局あて）。

選挙管理委員長は、被推薦者の氏名、所属及び推薦者名を定時評議員会に報告する。

② 理事会が推薦する場合

理事会決議により推薦を行う。定時評議員会の2週間前までに、被推薦者の氏名及び所属を付して、会長から定時評議員会の開催通知とともに全評議員に送付する。

[参考] 学会の評議員、理事及び監事の選任に関する定款等の規定（抄）

1 学会定款

第8条 学会に、評議員5名以上15名以内を置く。

第9条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下同じ。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

第21条 学会に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上20名以内

(2) 監事 2名以内

第22条 理事及び監事の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 理事選挙等規則

第3条 評議員会は、理事の任期満了に伴う次期理事の選任に際して、事前に理事の候補者の選挙（以下「理事選挙」という。）を行うこととする。

2 評議員会は、次期理事の総数の3分の2以上の理事について、理事選挙を経て選任しなければならない。残余の理事については、評議員又は理事会の推薦する候補者の中から選任することとし、推薦の条件、手続き等に関する事項については、選挙の都度、評議員会において定める。

3 連続して4期目にある理事は、次期理事の候補者となることができない。

4 前項の規定にかかわらず、会長又は副会長である理事は、連続して6期を超えて理事に就くこととなる場合を除き、次期理事の候補者となることができる。

5 理事会は、会長又は副会長のそれぞれについて、一の理事を連続して3期を超えて選定することができない。

第4条 理事選挙の候補者となることのできる者は、正会員（個人）とする。ただし、大学院生及び会費の滞納がある者を除く。

第5条 理事選挙の選挙人は、正会員（個人）とする。ただし、会費の滞納がある者を除く。

第6条 理事選挙を遂行する機関として、選挙の都度、評議員会の下に、評議員会が評議員の中から指名する委員長及び委員1名並びに事務局長により構成される選挙管理委員会を設ける。

2 選挙管理委員会は、透明性の高い公平公正な手続きにより、任務を遂行しなければならない。